省　令

○総務省令第九十三号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第三十八条の八及び第三十八条の八の二並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十五条の三の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月九日

総務大臣　山本　早苗

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の十一第一項中「の当該事業年度の合計額」及び「一括して」を削り、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定により組合に交付することとなる額の支払その他必要な事項については、総務大臣の定めるところによる。

第十一条の十二第一項中「の当該事業年度の合計額」及び「一括して」を削り、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定により組合に交付することとなる額の支払その他必要な事項については、総務大臣の定めるところによる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第九十四号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信番号規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月九日

総務大臣　山本　早苗

電気通信番号規則等の一部を改正する省令

（電気通信番号規則の一部改正）

第一条　電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「第五号」を「第四号」に改め、同項第三号中「端末系伝送路設備」の下に「（次号に規定するものを除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三の二　携帯電話又はＰＨＳに係る端末系伝送路設備（主としてデータ伝送役務の用に供するものであって、総務大臣が別に告示するものを除く。）を識別するための電気通信番号は、別表第一第六号の二に定めるものとする。

別表第一第六号の次に次の一号を加える。

第六号の二（第９条第１項第３号の２関係）	
20ＣＤＥＦＧＨＪＫ（Ｃは０及び４を除く。ただし、ＣＤＥは、総務大臣の指定により第５条第１項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。	

注　英字は、十進数字とする。

別表第一第七号中「20ＣＤＥＦＧＨＪＫ（Ｃは０を除く。）」を「204ＤＥＦＧＨＪＫ」に改め、「ＣＤＥは」を「ＤＥは」に改める。

別表第二の十四の項を十五の項とし、八の項から十三の項までを九の項から十四の項までとし、七の項の次に次のように加える。

8　第９条第１項第３号の２に規定するもの	１　電波法施行規則第４条第１項第６号に規定する基地局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。 ２　直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備との間で第９条第１項第３号の２に規定する電気通信番号に係る呼の接続を行わないこと。

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第二条　電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

様式第二十八第2表の注2中「「020」」を「「020Ｃ」（電気通信番号規則第９条第１項第３号の２に規定する電気通信番号）、「0204」（電気通信番号規則第９条第１項第４号に規定する電気通信番号）」に改める。

様式第二十九中「20」を「204」に改める。

（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正）

第三条　基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第十一の六の項中「20ＣＤＥＦＧＨＪＫ」を「204ＤＥＦＧＨＪＫ」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に指定されている改正前の電気通信番号規則（以下「旧規則」という。）第九条第一項第三号に規定する電気通信番号については、旧規則の規定は当分の間、なおその効力を有する。

○文部科学省令第三十四号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十二条、第六十八条及び第八十一条第一項の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月九日

文部科学大臣　松野　博一

○農林水産省令第七十六号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の施行に伴い、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十七条第十四項の規定による立入検査証の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月九日

農林水産大臣　山本　有二

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十七条第十四項の規定による立入検査証の様式を定める省令

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十七条第十四項の規定による立入検査証の様式を次のように改正する。

題名及び本則中「第八十七条第十四項」を「第八十七条第十一項」に改める。

本則の様式の表面中「第87条第14項」を「第87条第11項」に改め、同様式の裏面を次のように改める。

裏

エネルギーの使用の合理化等に関する法律抜粋

第87条

3　主務大臣は、第３章第１節（第７条第１項及び第５項、第７条の２第１項、第７条の３第１項、第７条の４第１項及び第３項、第８条第１項、第13条第１項、第17条第１項及び第３項並びに第19条第１項及び第４項を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者又は特定連鎖化事業者に対し、その設置している工場等（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）におけるエネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等に立ち入る場合においては、あらかじめ、当該加盟者の承諾を得なければならない。

9　主務大臣は、第４章第１節第２款（第61条第１項及び第４項を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定荷主に対し、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定荷主の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。